

一九四〇年七月二日可決ノ議會、法令第六節規定ニ準ジ發布セラレタル一九四〇年七月二日付大統領布告中ニ指定スル物品及原料品ニ對スル輸出取締規則

(一) 一九四〇年七月二日可決法令第六節諸規定ニ準ジ發布セル一九四〇年七月二十六日附ノ余ノ布告中及ビ之等規則中ニ使用セラレタル諸用語ヲ茲ニ定義スル

一 石油産物 (イ) 航空發動機用燃料、即チ、高オクタンガソリン、炭化水素、及ビ炭化水素混合物 (原油ヲ含ム) ニシテ、華氏七五度乃至三五〇度ニ於テ沸騰シ總含有量一ガロンニ就キ四エチル鉛ヲ三立方吋マデ加フレバ A・E・T・M ノツク試験法ニ依ルオクタン價ニテ八七ヲ超ユルモノ。若クハ商業的蒸溜法ニ依リ斯ク如キ、ガソリン、炭化水素又ハ炭化水素混合物、三%以上ヲ遊離シ得ル原料、
(ロ) 航空機用潤滑油、即、華氏二一〇度ニ於テセイボルト式ユニヴァーサル

粘度計ニ依リ九五セコンド乃至ソレ以上ニシテ八五乃至ソレ以上ノ粘度指數
ヲ有スル潤滑油

ニ四エチール鉛^{II}純四エチール流動体、若クハ一ガロンニ於キ三立方糎以上ノ

四エチール鉛ヲ含有スル混合物

三層鎳及屑銅鐵^{II}第一號重鎳解用屑鐵

一九四〇年七月二日ノ法令ニ準ズル一九四〇年七月二日公布規則中規則第二

條ヨリ第十二條マデ航空發動機用燃料四エチール鉛及ビ航空機用潤滑油ノ製出

ニ適用ス

フランクリン・Dルーズベルト

一九四〇年七月二十六日 白 聖 館ニ於テ 二一七及二一八頁

「合衆國對外關係」日本一九三一—一九四〇ノ部第二卷ヨリノ抜萃